

# 令和8年度総合相談員設置事業に係るプロポーザル募集要項

## 1 事業の目的

同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決を図るため、これらに関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、人権問題に関する理解及び認識を深めるため、啓発活動を実施することにより、差別意識や偏見を持たない心のバリアフリーの実現を目指します。

## 2 公募する事業・委託金額

### (1) 事業名

総合相談員設置事業

### (2) 委託金額

7, 380, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。（予定）

※ 上記委託金額は、令和8年2月県議会において、令和8年度当初予算が成立することを前提としたものです。

このため、予算不成立の場合は、募集や審査の中止、契約を締結しない場合があります。

その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担となります。

※ 支払い方法は、原則として精算払いとします。

ただし、別途県との協議が整った場合には、概算払いとすることができます。

### (3) 委託実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

別添「令和8年度総合相談員設置事業委託仕様書」のとおり

## 4 事業の実施方法

公募により企画提案を募り、審査委員会の選考を経て1団体を決定し、事業委託として実施します。

## 5 応募資格

応募できる団体は、不特定多数の者の利益の増進に寄与する社会貢献活動を行う営利を目的としない民間団体で下記の要件を満たす団体とします。

- (1) 県内に事務所を有し、県内を中心に広域的に活動を実施していること。
- (2) 人権相談業務に関し、業務実績があること。
- (3) 人権相談業務を適切に実施する能力がある相談員を十分確保していること。
- (4) 人権相談業務を適切に実施するための組織体制及び関係機関とのネットワークが

整っていること。

- (5) 定款や規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団でないこと。暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

## 6 応募方法等

- (1) 応募期間 令和8年2月3日（火）から令和8年2月25日（水）  
午後5時まで（必着）
- (2) 応募方法 持参、郵送又は電子メール（ファックスでの応募は受け付けません。）
- (3) 提出部数 8部（正本1部・副本7部）※電子メールの場合は1部で可とする。
- (4) 応募書類
  - ア 企画提案書（様式第1号）
  - イ 経費見積書（様式第2号）
  - ウ 団体に関する調書（様式第3号）  
※ 運営に関する規則（会則等）を添付すること。
  - エ 団体目的等についての確認書（様式第4号）
  - オ 相談業務・啓発活動に係る実績調書（様式第5号）
  - カ 業務実施場所の概要（様式第6号）
  - キ 相談体制計画（様式第7号）
  - ク その他参考となる資料（団体の会報、パンフレット等）
- (5) 応募先・問合せ先

千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室

住所 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 本庁舎11階

電話 043-223-2348

E-mail [jinken@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:jinken@mz.pref.chiba.lg.jp)

- (6) 募集要項（応募用紙）の入手方法

募集要項（応募用紙）は、千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室において配布します。

また、千葉県ホームページ「入札等の公告（物品・委託等）」からもダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/buppin-itaku/nyuusatsukoukoku/index.html>

- (7) 質問の受付

本件に関する質問については、下記のとおり受け付けます。ただし、提案の状況や選考委員名等に関する質問は受け付けません。

ア 質問の受付

令和8年2月18日（水曜日）正午まで

#### イ 受付方法

電話、電子メール等の任意の方法で、(5) 応募先・問合せ先に問合せください。

ただし fax による質問は受け付けません。

面接による問合せを希望する場合は、事前に電話で予約をしてください。

### 7 応募書類の審査及び採択の決定

#### (1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、審査委員会において選考基準に基づき審査します。

なお、企画提案書の内容には団体の秘密及び個人情報に関する事項が含まれているため審査は非公開で行います。

##### ア 書面審査

提出された企画提案書について、実務担当者による書面審査を行い、審査委員会に提出します。

なお、必要に応じて実務担当者によるヒアリングを行います。

##### イ 審査委員会による審査

企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、企画提案書の内容とともに総合的に判断し、最も優れた企画提案者を選定します。

#### (2) 審査基準

審査に当たっては、以下の審査基準を重視し、総合的に評価、選考します。

- ① 事業の企画内容が効果を期待できるものとなっているか。
- ② 事業計画に具体性と実現性があるか。
- ③ 人権相談業務に関し、業務実績があるか。
- ④ 人権相談業務を適切に実施するための体制は整っているか。
- ⑤ 人権相談業務を適切に実施する能力がある相談員を十分確保しているか。
- ⑥ 提案した業務の実施に意欲や熱意はあるか。

#### (3) 選定結果の通知

選定結果については、書面により速やかに各提案者に通知します。

### 8 スケジュール（予定）

令和8年2月3日（火）～ 県庁HPに募集公告

2月3日（火）～ 2月25日（水）

企画提案書受付、書面審査

3月中旬頃 審査委員会による審査

4月1日 委託契約締結

### 9 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

#### (1) 応募資格のない者が企画提案書を提出した場合

- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合
- (3) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- (4) 契約履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前記各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

## 10 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書は返却しません。
- (2) 提出された企画提案書は必要に応じて複写します。  
ただし、使用は県庁内での検討に限ります。
- (3) 企画提案書の記入は日本語及び日本通貨で記載してください。
- (4) 応募に要する経費は、応募者の負担となります。
- (5) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- (6) 契約に当たっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則第99条の規定により、契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納付しなければなりません。  
ただし、契約保証金の納付が免除される場合があります。
- (7) 提出された企画提案書は千葉県情報公開条例に基づく情報公開の請求により、開示することができます。